

相続時精算課税制度の見直し

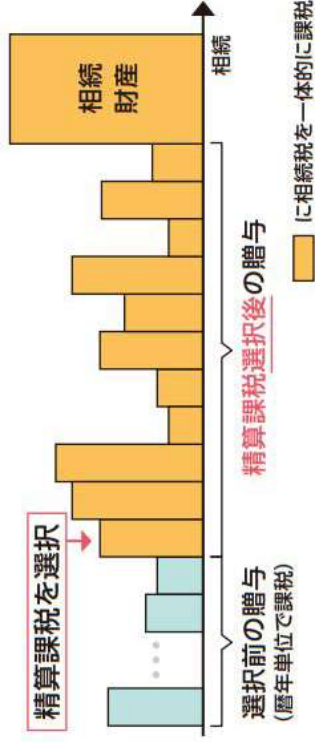
改正概要

- 相続時精算課税制度について、**現行の暦年課税の基礎控除とは別途、110万円の基礎控除を創設（※1）**するとともに、**相続時精算課税で贈与を受けた土地・建物が災害により一定以上の被害を受けた場合に相続時にその課税価格を再計算（※2）**する見直しを行う。

（※1） **令和6年1月1日以後**に贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用される。

（※2） **令和6年1月1日以後**に生ずる災害により被害を受ける場合について適用される。

改正前



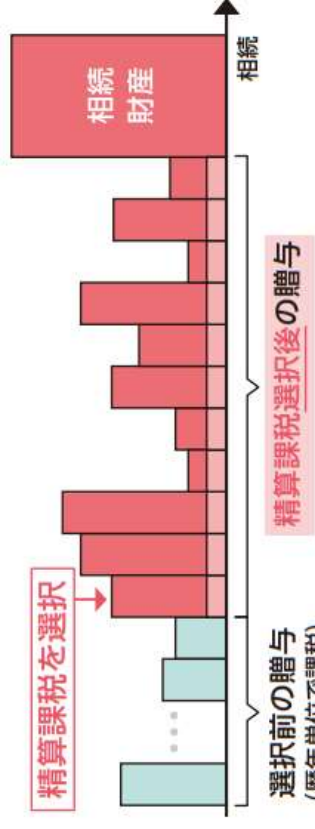
- 贈与時に、軽減・簡素化された贈与税を納付（累積贈与額2,500万円までは非課税、2,500万円を超えた部分に一律20%課税）。

※ 暦年課税のような基礎控除は無し。

※ 財産の評価は贈与時点での時価で固定。

- 相続時には、累積贈与額を相続財産に加算して相続税を課税（納付済みの贈与税は税額控除・還付）。

改正後



- 毎年、110万円まで課税しない（暦年課税の基礎控除とは別途措置）

- 土地・建物が災害で一定以上の被害を受けた場合は相続時に再計算